

産業建設常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和7年12月9日（火）午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館6階604会議室
- 3 事 件
議案第94号 損害賠償の額を定めることについて
所管事務調査 地域計画の策定状況について
薬用作物栽培の現状と今後の見通しについて
- 4 出席委員 鈴木深由希、小田伸次、保実治、横光春市、掛田勝彦、細美克浩、竹田恵
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員

【建設部】濱口建設部長、行政土木課長、賀谷土木技術担当課長、谷川管理係長

【産業振興部】児玉産業振興部長、松本農政課長、高橋地域資源活用係長

7 議 事

午前10時00分 開会

○鈴木委員長 それでは、定刻となりましたので、これより産業建設常任委員会を開会いたします。ただいまの出席委員数は7名です。定足数に達していますので、委員会は成立しております。本日の委員会審査日程について申し上げます。審査日程はすでにお示ししています。委員会審査次第の通りであります。本委員会に付託されました1議案について、説明を受けた後、質疑を行い、直ちに採決を行います。なお、質疑に関しましては、明瞭かつ、簡潔にお願いいたします。それでは、議案第94号損害賠償の額を定めることについての審査を行います。建設部の説明を求めます。

濱口建設部長。

○濱口建設部長 委員の皆様、おはようございます。それでは、議案第94号損害賠償の額を定めることについてご説明申し上げます。本案は、令和7年7月23日に、市道下布野125号線で発生した落石による車両物損事故の損害賠償額を定めることにつきまして、相手方と協議を行った結果、仮示談が整い、その損害賠償額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第十三号の規定により、市議会の議決を求めるものです。

事故の概要ですが、市道下布野125号線を一般国道54号線方面から自宅方面へ時速30から40 kmで進行中、法面から落下してきた岩石を避けることができず、助手席側、前輪タイヤで岩石に乗り上げ、ホイールとタイヤを損傷したものです。7月24日木曜日に、被害者の配偶者である運転者から連絡があり、現地確認を行った結果、落石の状況及び車両損傷状況を確認しました。また、路面に散乱していた落石を応急的に除去し、後日、法面からの落石防止の対策を行いました。本市が加入している道路賠償保険の社団法人全国市有物件災害共済会に照会した結果、過去の判例を参考に、通行者が回避できる事故ではなかったこと、市が道路管理上の瑕疵を逃れることはできないことから、過失割合を市10割、相手方0割とし令和7年10月15日に仮示談を締結しています。以上で議案第94号に係る説明とさせていただきます。よろしくご審査いただきご可決いただきますようお願いいたします。

○鈴木委員長 ただいま、議案に係る説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いいたします。はい、横光委員。

○横光委員 示談が10月ということですから、早くても9月の定例会には間に合わなかつたというふうに判断させていただきたいと思うのですが、専決処分が30万円未満の金額だったら、最短で何日ぐらいで、処理できていたのかというのが1点と。それと破損、事故が起こつてから4ヶ月あまり経っているのですが、終了されているのだと思うのですが、支払いですよね54万7,360円。これは、車両の所有者が立て替えて払っているのか、それとも保険会社が待つて、仮に払って、保険会社が待つてているのか、そのところはどうなつてあるのかということをお伺いします。

○鈴木委員長 行政土木課長。

○行政土木課長 30万円以下の場合だったらどうなるかということですけれども、まず、事故が発生した7月23日と、それから見積書の提出が結構長引きまして、9月の10日に見積書の提出をしていただいています。提出をいただきましたらすぐ、保険会社の方に査定の依頼をかけました。9月12日には、保険会社の方から、10割で賠償金の認定の連絡がありました。その後にですね、仮示談書を締結と言うことで、示談書を締結しております。もしもこれが30万円以下の場合でしたら、仮示談書が正式な示談書となりますので、10月15日には処理できていたということになろうかというふうに思います。それから、本件の支払いについてはどうかということでございますけれども、そのことについては、市の方としては、確認しておりませんけれども、おそらく本人が立て替えて支払っておられるだろうというふうに考えております。

○鈴木委員長 横光委員。

○横光委員 走行中に法面から落下してきたというのは、ドライブレコーダー等々で確認されたということでおろしいのでしょうか。

○鈴木委員長 はい、行政土木課長。

○行政土木課長 被害車の車両にはドライブレコーダーはついておりませんでした。ですので、被害者の供述と現場を確認する中で、確かに落石と思われる石を確認させていただきました。あと鳥獣の獣道みたいなものもありましたので、おそらく、そういったものが原因ではなかろうかというふうに考えております。そのことによって落石ということで、判断をさせていただきました。

○鈴木委員長 他に質疑はありませんか。はい、竹田委員。

○竹田委員 1点この路線については6月の定例会でも他の事故で、議案を出されたと思うんですけども、市民の皆さんからすれば、同じような路線で起つたことに、不安思われるかと思います。その中で今回、鳥獣害等の通り道の中で落石の原因だということをお伺いしましたけども、そのあと、補修の状況、緊急的にやつたということの説明ありましたし、落石防止対策を行つたというふうに説明を受けまして、具体的にどういう対策を行つたのかお伺いします。

○鈴木委員長 行政土木課長。

○行政土木課長 はい、6月で提案した賠償につきましては、今回の現場と近いのではあるんですけども、市道中三原東地線ということで、別な路線でございました。ただ、この付近は道路に対して山が急で、浮石が結構あるような状況のところでございます。今回のところについては、事故

を確認させていただいたときに、落ちている石については、直営で除去しました。その後、法面の浮石があるところについて、重機によって法面整形をしながら、浮石を除去したというような状況でございます。

○鈴木委員長 はい、他に質疑ありませんか。掛田委員。

○掛田委員 竹田委員の質問に少し関連するところがあるのですけど、市内にはこういう危険箇所的なところが、いろいろ点在していると思うのですね。その中で、落石の関係でこういう事故になる可能性も高まることがいえると思うのですけど、これが新たんですね。土木関係の防止策というところで、職員の人数も減っていく中で、負担になってくるのじゃないかなということが思うのですね。それは事前のケースもあるかもしれませんし、特に事後の、ところの部分も含めて、そういうところで、今までと同じようなやり方でやっていてもなかなか周りがきかないような状況があるんで、それに対して少し中長期的な視点で、何かこう、もう少し効率的なやり方とか、未然にこういう事故がないようなことをお考えになられているっていうことは現実にあるのでしょうか。

○鈴木委員長 はい、行政土木課長。

○行政土木課長 市内には、こういった落石が予想されるといいますか、落石が見かけられる箇所は大変多ございます。それらをすべてのところを、例えば、ロックネットとかいうようなものとかを設置することは、実は費用的にも大変困難だろうというふうに考えております。通行量の多い幹線道路等につきましては、そういったところが見受けられる重大事故の発生が予見されるところにつきましては、本市の単市の事業だけでなく、国費とか補助を受けて事業ができるようなことを検討して行きたいというふうに考えています。ただ、小規模なところについては、その場面、場面でできる対策を行っていくっていうことが、現実的であろうというふうに考えておるところでございます。

○鈴木委員長 よろしいですか。はい、保実委員。

○保実委員 事故が起きてから、初めて対処するというような、今はものの言い方だったのですけど、さっきほど竹田議員も言われた害獣問題もあるので、こういうところが今からどんどん増えてくると思います。実際に、私の地域でも市道約800メートルぐらいのところ、シカですけどね。山を崩して、石がいっぱいいたまゝ、担当の方へお願いして、それを全部、取ってもらったという経緯もあるのですが、今後、こういうことに関しては、落石とかいうことに関しては、今のところ、手の打ちようがないということでよろしいのでしょうか。

○鈴木委員長 はい、行政土木課長。

○行政土木課長 事故が起きる前に、地元の方から、落石についていかの対応していただきたくというようなご要望いただくこともあります。その現場を確認させていただく中で、大規模なことはできないにしてもですね、例えば、使っていたガードレールとかを打ち込んで、道路の方にこないようにする柵とか、その現場、現場でできる対応を考えて、やっていきたいというふうに考えているところでございます。

○鈴木委員長 はい、細美委員。

○細美委員 先ほどの関連するのですけども、落石があって、報告を受けて職員が対応する。その

現場に行ったときに、やっぱり落石があつたらすぐやっぱり業者に、頼むようになると思うのですけども、やっぱり時間かかると思いますので、案なのですけども、防護柵とか落石防止のネットとかあると思うのですけど、備蓄しておいて、その時、職員がすぐ対応できるような形がとれないものなのですか。

○鈴木委員長 行政土木課長。

○行政土木課長 はい、落石のネットもいろんな形のものがあろうと思います。標準的には、ロックネットとかいうようなものであれば、職員の方で対応、設置することは困難だと思いますし、簡易的なもので、どういったものが取れるかっていうのは、研究しないといけないところかなというふうに思いますけども、一時対応的に職員でできること、それから路面保全とかの業者に業務委託でできること、それから、大規模にそういうロックネットとかいうのは、対策はすべきことというのは、検討して行きたいと思います。

○鈴木委員長 はい、細美委員。

○細美委員 多分、ロックネットっていうのは、職員では無理だと思いますので、コンクリートを地中にして、2メートル間隔で、防護柵みたいなを建てるやつがあるじゃないですか。それを保管しといて、そのとき職員がすぐ行って対応すると、2メートル間隔ぐらいなので、20メートルぐらい持っておけば、すぐ対応できるのじゃないかなと思ったのですけど、どうですか。

○鈴木委員長 行政土木課長。

○行政土木課長 保管するというのは、できるかどうかというのは、検討させていただく必要があるかと思いますけれども、まずはそのことがわかり次第、今後の第三者に対しての被害が拡大しないように、例えば、まずは、カラーコーンとかで、その危険を周知するとかいうことをできることを、最初にしながら、そういう委員ご指摘のことも検討の1つとして考えていきたいなというふうに考えております。

○鈴木委員長 他に質疑はありませんか。はい、小田副委員長。

○小田副委員長 はい、今回の事案の件ですけど、被害状況で、タイヤは交換、ホイールは修理となっていますけど、これ石が結構鋭利なような石なのですけど、タイヤにどのような影響与えていたのかなと、交換しなければいけないっていう。そこだけ教えてください。

○鈴木委員長 はい、行政土木課長。この度の被害の内容ですけども、委員がおっしゃる通り、ホイール1つだけなのですけど、ホイールの修正、修理です。と、あとはタイヤの交換なのですが、タイヤが、厚さが33センチですね。扁平タイヤなのです。側面にやっぱり亀裂とか入っておりまして、交換が必要ということでしたので、タイヤの交換とホイールを修正ということで、タイヤがこのうちの13万6,000円ぐらい、それから、ホイールの修正等が他のものというような形になっております。よろしいですか。はい、小田副委員長。

○小田副委員長 写真でタイヤの亀裂が確認できなかつたので聞いたのですが、もし次に資料があったときにはタイヤを交換したことであれば、その亀裂がはつきりわかるような、写真があればいいかなと思います。タイヤの写真はあるのですけど、アップにしてみてもわからなかつたので、よろしくお願ひします。

○鈴木委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 私の方から一言、自然現象による斜面の崩壊、これは避けられません。なかなか、そして、また鳥獣被害による様々な事案も発生しております。今後、先ほど来、技法的にも職員でされる、事業所に委託する、そういうところのいろんな判断が、その時、その時に発生すると思いますが、先ほど課長がおっしゃいました第三者に、けがとか被害が及ばないように、できるだけご尽力いただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

他にないようですので、以上で議案第94号に係る質疑を終了いたします。建設部の皆さん、ありがとうございました。

(建設部退室)

○鈴木委員長 ここで一旦休憩いたします。再開は10時25分といたします。

午前10時18分休憩

午前10時25分再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。それでは、これより議案1件の採決を行います。配布しています審査報告書に沿って、討論の後、採決といたします。

それでは、議案第94号、損害賠償の額を定めることについての討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認めます。これより議案第94号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

続いて、委員長報告に付すべき意見や要望等について、自由に議論して参りたいと考えます。

意見のある方、挙手願います。横光委員。

○横光委員 はい、議会に対して意見ということにはならないのですが、先ほど聞いたように、専決処分内であれば、早く済んでいいのですが、専決処分が、今、30万円未満ということなので、そうすると、また5ヶ月弱かかるおるとのことあるので、これは他のところで、専決処分について検討いただきたいなということがあります。それは、議会に対して意見ですから、取扱いが難しいと思うのですが、そういう意見があったというのを、議長の方も伝えていただきたいなという思いがあって、発言させていただきました。

○鈴木委員長 他にご意見がありますか。ただいまの横光委員のご意見に関することでも構いません。はい、保実委員。

○保実委員 横光議員言われたようにですね、30万円いうのは余りにも低過ぎて、よその自治体なんかも、もう50万円のところもあれば、100万円のところもあるので、今後、見直しが必要になってくるのじゃないかと思いますね。はい、以上です。

○鈴木委員長 他に意見はございませんか。はい、竹田委員。

○竹田委員 はい、この落石事故については、市内どこで起こるかもわからないというのが明らか

になったということを踏まえて、やはり、道路の不安とかは、LINEで関係部署に届くようになっていますので、こういう市民からの情報提供をしっかりとしていただくような形を、そのPRというか、周知をいただくようなこともお願いできればというふうに思います。

○鈴木委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 お諮りいたします。本委員会の委員長報告は、先ほどの自由討議を参考に作成したいと思います。

なお、作成については、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「一任」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 異議なしと認めます。正副院長で調整の上、タブレットに掲載いたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上で本委員会に付託されました議案の審査はすべて終了いたします。

(ケーブルテレビ中継終了)

○鈴木委員長 ここで一旦休憩いたします。再開は10時35分といたします。

午前10時29分休憩

午前10時35分再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。これより、所管事務調査を行います。今回は、次第にあります通り、地域計画の策定状況についてと、薬用作物栽培の現状と今後の見通しについての2項目の調査を行います。まず初めに、1地域計画の策定状況についての調査を行います。初めに、産業振興部から説明を受け、その後、質疑を行います。また、タブレットに資料を掲載していますので、こちらの確認をお願いします。

それでは、産業振興部の説明を求めます。児玉産業振興部長。

○児玉産業振興部長 はい。皆さんお疲れ様です。それでは、本市における地域計画の策定状況につきまして提出させていただいた資料に基づいて説明をさせていただきます。

まず1の地域計画についてご説明いたします。地域計画は、農業経営基盤強化促進法の改正により、従来の人農地プランが法定化されたもので、地域の話し合いを基に、10年先の農地利用や担い手の配置を明確化することを目的としています。令和7年3月31日までに、各市町単位で策定が義務づけられたため、本市におきましても、市全域を33地区に分け、令和7年3月下旬に策定を終えたところでございます。3種3地区の内訳につきましては、別紙の2の方へ掲載をさせていただいております。策定にあたっては、農業委員会と連携してアンケート調査や実地での聞き取り等を行い、10年後の農地利用のあり方を示す目標地図の素案を作成し、地域における協議の場において、地域農業の将来像について関係者に協議をしていただきました。その協議結果をもとに、地域計画案を作成し2週間の公告縦覧を経て、策定公告を行ったところで、この地域計画につきましては、策定して終わりではなく計画の実現に向け、年1回以上は、進捗管理を行うとともに、必要に応じて適宜見直しを行うこととしています。

次に、2の今後の課題についてご説明いたします。まず最初に、(1) ですけども。先ほど申しました通り、地域計画の策定にあたって地域における協議の場を持ちましたが、参加していただいた方は、高齢者も多く10年後の農地利用について議論をしていただいても、受け手が決まらないままの農地が数多くあります。別紙の3にありますように、三次市全域で地域計画の区域内の農用地面積は、7,088.7ヘクタールありますが、そのうち47.1%にあたる3,341.2ヘクタールが将来の受け手が位置付けられていない農地となっています。今後の見直しにあたっては、小規模の兼業農家や女性、若者など多様な担い手に積極的に参加していただき将来の農地利用のあり方について議論していただくよう考えています。次に(2)ですが、令和7年度から、農業関係の国庫補助事業において、事業を活用するには地域計画に農業を担うものとして位置付けられていなければならないなど、地域計画を策定、採択要件とするケースも増えております。今年度から、第6期の中山間地等直接支払制度の協定農地、支払制度が始まっていますけれども、この協定農地も、地域計画の区域内に入っている必要があります。今後もこうした事業が増えると思われるため、農業者の不利益にならないよう慎重に見直し等を進めていきます。最後に(3)ですが、地域計画の目標地図の更新作業にあたっては、農業委員会サポートシステムを利用する必要があります。しかしながら、全国で同じシステムの作業を進められていることから、この令和7年度、令和7年3月の策定にあたっては、システムがスムーズに動作しない状況が見受けられて、国に対して改善を要望しているところです。以上で、本市における地域計画の策定状況についての説明とさせていただきます。

○鈴木委員長 ありがとうございました。それでは、質疑をお願いします。はい、保実委員。

○保実委員 はい、これは今年の3月でもう確定したことですよね。それでこここの農地の受け手がないところは47.1%。これは、今後どういうふうにやっていくのでしょうか。それとこの受け手があるところですね。あるところは年齢層はどんな人が多いのですかね。地域によってはですね、この前も新聞報道にもあったのですが、80歳の人の名前を上がっていると、10年後に90歳ができるわけないじゃないかというような問題もよその地域では出ているというような状況があるので、三次ではそんなことはないでしょうか。その辺のところ2点ほどお願いします。

○鈴木委員長 児玉産業振興部長。

○児玉産業振興部長 この目標地図の白地となっている部分を、今後、地域での今日話し合いなどで、どなたが受けていくのか、どうしていくのかっていうのを話し合いを、今後、進めてですね、完成度を高めていく必要があるというふうに考えております。現在、この策定にあたってはですね、令和7年3月までに作成をしないといけないという期限も決められていたことから、十分な話し合いができる地域においてはですね、現況の地図のままであったり将来のところはちょっとまだ今の時点では考えられないといったところもあってですね、こういったのが、この47.1%に表れているのだろうというふうに考えておりますので、将来像ですね、先ほども言いましたように地域の中でしっかりと話をさせていただけるというようなところを醸成していく必要があると思っております。

ただ課題としては、それを全部行政が担ってやっていくというのがなかなか難しくてですね、国においてもコーディネーターのようなものをですね、ファシリテーターを派遣するようなことも考

えられておるようですけども、だから、マンパワーが要る作業だというふうに思いますので、農業委員会の農業委員さんとの連携というのをしっかりとしていく必要があると考えております。この今やられてる方の年齢層というのは、多分、現在の農業者は高齢者なので、そういった方が先ほど言いましたように現況の今まで10年後も自分が耕作しているよっていうふうに安易に答えられている、アンケート等で答えられてる可能性もあるので年齢層は高い可能性があります。というふうに今捉えています。

○鈴木委員長 はい、保実委員。

○保実委員 ということは今の年齢層の部分は、そういうことは全然把握しておられないということですね。そして、この数字を上げてくるまでに、各地域で集まって話し合いをしとつてんですが、地域でどのぐらいの回数、集まってやっておられるのですかね。この数字を出すのに。

○鈴木委員長 松本農政課長。

○松本農政課長 これは地域でかなり温度差がありまして、多いところでは5、6回程度ぐらいはやられているのですけど、少ないところでやっぱり2回ぐらいにとどまっておられまして、やはり中山間かの代表者の方であるとか、多面の代表者の方であるというところが中心になって、アンケートの取りまとめとかをやっていただいているのですけど、やはり実際には、先ほどの説明の中にもあったように多様な方、要するに兼業農家の方とかいった方がほとんど話し合いの場に出られていないっていうのが現実です。それはもう役員レベルで出されているというところがほとんどでして、自分ごととしてとらえていただいていないということと、やはり地域計画に関心がないというのが一番だと思います。うん。国の要件でやらざるをえないというところで、作ったところがこれもう全国どこもそうです。これ農林水産省がもう失敗したというのはもう認めていますので、はっきり言って、やっぱり先ほど部長も言いましたように、コーディネーターの派遣とかというのは、今から農水省も考えているようなのですけど、多分これもうまくいかないだろうなというのは、現場サイドで感じているところです。

○鈴木委員長 他に質疑をお願いします。はい、小田副委員長。

○小田副委員長 ちょっと教えてください。今後の課題についての（2）のところがよくわからぬところがありまして、国庫補助事業についてということで、この事業を活用するには地域計画に農業を担うものとして位置付けられていなければならない。さっき説明されたときに、担い手が決まっていないところに対しては、小規模の兼業農家や女性などの多様な担い手に積極的に参加していただくというふうに書いてある。でもここには、（2）のところには、計画の中に農業に応じて位置付けだけでなければならない。もうここの段階でこの人がこういうふうにしてますよっていうふうに計画してないと、この国庫事業には当てはまらないということになると、この10年間の間のちょっとこれは非常にクエスチョンをつけるところがあるんですが、その辺のところは、国に対して何か改善とかいうことをされているのかどうか、それともこのまま受け入れてやっているのかどうかを教えてください。

○鈴木委員長 はい、松本農政課長。

○松本農政課長 これはもう国の流れとしては、多様な農業者を無理やり位置付けたような形にし

ています。兼業農家とかというのを、国はそれをやっぱり中山間とか、多様な農業者がいないと守れないっていうのはわかっていますので。ただですね、国もやはり担い手にすべて制度を偏重していますので、要するに補助事業が担い手しか使えないようになっていますので、中山間の場合は兼業農家も多様な人がおられてそれは別としてですね、トラクターを買うなりし、いろんな機械とか、新規就農者のその支援事業にしてもですね、国が持っているのは全部そういった専業の農家とか、もう補助制度を作っていましたので、それについては、地域計画には漏れなく、今、全部担い手は位置付けています。各地域、多様な農業者ということもあって、兼業農家の人も当然アンケートで10年後も自分でやるっていう人は、当然、担い手に位置付けられています。2反、3反の人も計画上では担い手ということになっております。

この制度はさっきも言いましたように国庫補助事業については、担い手しか出ないという制度でございますので、結局、国は矛盾した制度を両方で進めているということです。多様なと言ひながら兼業農家は相手にしていない。というのが国の制度です。だからここは、僕は強く言いたいんですけど、やっぱりそれは中山間地域に見合った制度を作っていただきなくちゃいけないということなので、全国一律の今の制度であれば、とてもじゃないけど平地の東北とかを見られた制度しか作られていないので、やっぱりそうやって中山間にあった制度、圃場整備なりもそうです。大規模区画かいうのは、ほとんど5年間で集中期間で今から予算つけるというのも、1ヘクタール以上の大規模なところしか目が向いていませんので、だから、中山間で1ヘクタールのところをどんどん作っていこうというのは、はっきり言って100年かかる無理だと思います。ということで、そこは議会としてもお願いをしていただきたいなというところでございます。我々もそうやってきていますので、ことあるごとに国にはお願いをしてきております。

○鈴木委員長　はい、小田副委員長。

○小田副委員長　変な話だけどその農地を守っていく、今まで農地というのは、その家が代々ずっと守ってきて、自分とこの子だったり、孫だったりが継いでいくというふうな形だったじゃないですか。でも今は、規模を大きくして、集団地域でと、様々な形の中でやっぱり農地を農地として動かすためには、そういった地元の人たちだけじゃない力も借りなければならない時代が来るんだろうというふうに私は思ってるわけで、例えば変な話ですけど建設業者が農地が空いているなら、そこをやろうと、請負ってやろうじゃないかというふうに、例えば動いたときに、それをちゃんと動けるようなシステムを作っていくかないと、中山間、田舎の農地というものは守っていけないんじゃないだろうかと。いうふうに私は思ってるわけです。様々な考え方あろうとは思いますけど、そういった例えれば極端な話ですよ。

この前も同窓会で言ったのですけど、同窓生でちょっと1つそういったものをやろうじゃないかと、体が動くうちにそういうものが参画できるような形で、農地を農地として守っていくという考え方を国の方にはちゃんとやらないと、今、言われたように大規模なところで、耕作しやすいというのは、いろんな形であるでしょうけども三次なんかという中山間、棚田のところを農地として守っていくためにはなかなか難しいんじゃないかと思いますので、その辺のところの国のこの補助事業の応用の仕方、活用する仕方、それについてのハードルの考え方をやっぱりもうちょっと改めて

もらうように、ぜひぜひ、これ私たちも言わないけんのんですよね。まあ、そういうふうな形になると、本当に47.1%，要するに今の農家の農地の半分がなくなるということですからね。大変危機的なものだというのは、やっぱり、農水省はわからないといけんですね、県知事も新しくなったし、農水省出身ですので、ぜひとも行政は行政の方でよろしくお願ひします。私たちの方にも何かあるのなら、こういうふうにしてくださいと言うてください。

○鈴木委員長 松本農政課長。

○松本農政課長 第3期農業振興プランの方にも位置付けさせていただこうと思うのですけど、そういった今のおっしゃるということも含めて、やはり、今言われましたように、農林業センサスもこないだ速報値が出たと思うのですけど、やはり、5年間、前回の5年前と比べて、3割以上もすでに減っている。5年で3割減ってるわけですから、この中山間で言えばまだそれ以上減っているという数字だと思います。これ全国的に3割なので、ということになると、やはり、今の農業者だけでは、もう激減するのはもう目に見えていますので、向こう10年で団塊の世代がおられなくなったり、辞められたときには、もうかなり、さらに2030年には、現在の4分の1になると言われていますので、もう4人のうちの3人はやめられるということで、かなりもう危機的な状況である中で、やっぱり三次市としてもその多様な農業者という位置付けの中では、やっぱり農業の企業参入でありますとか、第三者継承ですね、よそから来てもらって、特に米農家の大きな法人とか後継者がいないところは、第三者継承で入ってきていただく。それはIターンでもUターンでもいいと思いますので、そういったところの仕組みも作っていく、それはJAさんとの話の中で、リストアップをしましょうということを今話をしております。農地のリストアップと第三者継承で、例えば、アスパラをもうここやめていたとこへ新たな人をということを、投資が今すごくかかっていますので、第三者検証でスムーズにいくと新たに入られる人も初期投資も抑えられるということで、そういったところを皆さんのが通認識の中でマッチングするシステムになるように、先ほどおっしゃられたことを進めていかなくてはいけないというふうに思ってます。そういったところを今回の第3期農業振興プランには、そこをしっかりと位置付けて今から激減するであろう農業者、人口減少のところをどう対応していくかといったところを、しっかりと政策に入れ込んでいきたいと考えています。

○鈴木委員長 はい、保実委員。

○保実委員 この地域計画には、遊休農地や耕作放棄地がありますよね。その辺は、この計画の中には入っているのですか。どうするかいう目標とかは入っているのでしょうか。

○鈴木委員長 松本農政課長。

○松本農政課長 地域計画っていうのは、5枚ぐらいのものがあって、それにあと農業者の名前が一覧でついてきているのですけど、その中で地域としてビジョンを作っていただいています。そういった遊休農地とか耕作放棄地の解消していくというようなビジョンを掲げられているのですけど、じゃあ今そこの耕作放棄地が何%というKPIみたいな指標は全くございません。

要するに、書いてあるだけ、通り一辺倒のような形になっていてですね、これあまり正直などころ申しますと、地域計画自体がもう雛形に沿って作っている形になっています。だから、その要するに地域の特色があるかと言ったら、ほとんど出てございません。ただ、さきほど言いました5回

ぐらいやられた地区は、やはり熱心に集まられたということもあって、それぞれの何々町の中でも、それぞれの役員さんが話し合いをされて、それぞれのビジョンを作られたとこもありますので、やはりちょっとそこが温度差ができてきているところが、そういう地域もあるというところです。

ただ、全国的にも三次市的にも、半分ぐらいはやっぱり、さっき言ったように、白地になっていて10年後誰もいないというようなことになっていますので、そこをどうブラッシュアップしていくかというのが、今の農水省が新たなマニュアルも作って示していますけど、やはりちょっと通り一辺倒のものしか書かれていないですし、どうしていくかといったところはですね、現状ではとりあえず相談があるところへ支援を強化しようということにはしております。

ただ、やみくもにですね、じゃあどうしましょうか、どうしましょうかって地域に入つてもですね、おそらくいいことにならないだろうというのが、これまでの経験上そういう形になっていますので、しっかり困って、もう多分ぎりぎりなるまで、皆さん焦っていないので、そこへ来たときにどう支援していくかというのは、プランの中にも位置付けないといけないですし、そうなる対策はもうすでに打っておかないといけないというふうに思っていますので、そういったところを非常に課題があるというところはあります。

○鈴木委員長 はい、保実委員。

○保実委員 10年先が不安だから、10年先をどうするかという計画なんだろうけど、耕作放棄地や遊休農地が入っていないこになれば、この受け手がないところが47%のところは、まだ数字が、10年先が上がってくることですよね。ではこの計画はなんなんだろうというふうに思いますが、国が言うから作ったのだという程度のものなのかと思いますが。

○松本農政課長 それが国が言う失敗だというのは認めるところです。結局言つたこと守つてくれっていうのが国の施策です。それで補助要件を強制的に入れたわけです。それをとりあえず形だけでも作りなさいというのが、国の最初の言つてることです。この制度が二転三転しているわけです。最初は簡単なことを言つていたのですが、だんだんだんだん進まないものですから、要件にしてきたというのが1つあって、だからとりあえず、マンパワーがない中でどの自治体もですね、とりあえずは箇所数を決めて、エリアを決めて囲つてはいるというだけの話になります。いやこれはもう本当に正直的な隠さない話です。

○鈴木委員長 掛田委員。

○掛田委員 はい、説明ありがとうございました。ちょっと私もまずここに関わることで、少し感想をお話しさせていただくんですが、大きい話になるんですけど、国家像の話になってくるわけですね、いわゆる東京1極集中だと都市部一極集中的なものが、こういう歪みが中山間地域にきてるわけなんですね。だからそういう国家間のあり方とか國のあり方いうのを考えていかなきゃいけないので、いかんせん特効薬がないと、この人口減少というトレンドは、ブレーキをかけるっていうんだけどもそれも難しくなってきてるんですよね。加速度的に人が減ってきてると、当然、農業従事者の方が高齢化っていうところがあるので、おのずとその耕作放棄地も増えてくるだろうというのが、わかりきったような話になるのですよね。特効薬がない中で、その國の農業政

策、僕が考えて欲しいのは、さっき課長が言われたようにですね。やはり、大都市部と一般都市部と中山間地域とか島しょ部、これやっぱり分けて考えていただかないと、これ絶対に議論にならないと思うのですよね。

実は、私が介護保険関係で、いろいろ調べていくと次回の介護報酬では、事業の本体部分を3分割にしようという案が出てるんですよ。だから人口が高齢人口が増えていくような大都市部と、もう人口が高齢人口でさえ減少していくような中山間地域を分けていくと。つまり、大都市はこれからまだ施設がいるよねって、だけど、一般都市としては、もういいんじゃないかなと、中山間地域はそもそも高齢人口さえ減っているというような、3分割でそのプラン、事業を考えていこうというようなこともあるので、農業だってその可能性がないとは言えないんで、やはりそこは粘り強く、私たちも申していかなきやいけないのかなと思っています。我々ができることって何なのかということと今ある農業従事者の人をいかにやめていただかなければいけないかっていうことじやないかなと思うのです。そのための環境整備はどうあるべきかっていうことだと思います。

あともう1つ、多様な担い手っていうところでいうと、やはり先ほど来から副委員長とか課長も言われたように、新たな農業の担い手を参画へどうつなげていくかっていうことですね、企業あたりがどういうような動きをこれから見せていただけるかなっていうことも期待しているのですけど、そういういたところも課題になると思います。私がお聞きしたいのは、昨日もケーブルテレビで鳥獣害のテレビ放送されたんですね市民ホールで、たまたま私見まして、夜間に、やはりこれから、ちょっと言葉が後ろ向きなんですけど、農業従事者の方が、ある意味、これからも長くやっていくために、延命を図っていくためには、どうしても鳥獣害対策のセットだと私は思っているんですよ。だから、そのところは、事務事業を見直してでも予算を拡大しても、やっていくことによって、少しでもこの問題の抜本的な改善には繋がらないかもしれないけども、少しでも有効な手立てになるのかなということを考えています。だからそこの1つのパッケージとして今まで言ったことがあるんですけど、そのところの仕組みづくりはどうなんだろうかということを、まずお聞かせいただければと思います。

○鈴木委員長 はい、松本農政課長。

○松本農政課長 今おっしゃっていただいたところは非常に重要だというふうに私も思っております。1つ例を申しますと、やっぱり、先ほど国、中山間と平地との差というところですが、やはり、圃場整備事業にこれが顕著に現れていますので、やはり中山間で言えば圃場整備を幾らしてもやっぱり1ヘクタールに持っていくのは、数が限られてしまうという、同じ要件を課せられたときですね、要するに、作業効率だとかKPIを求められますので、30%の省力化が図られるとか、そういういたところを言われてですね、同じような制度でやられるととてもじゃないけど、作業効率1ヘクタール以上のものと、1反をそれぞれ集約しても50アールしかできないといったらやっぱりもう面積も倍半分違ってきます。それを同じようなパーセンテージで、作業効率なんかを平地と一緒に求められるとですね、まず取り組めないです、補助金もつかないということになります。

だから、中山間で言えばやはり補助率も、補助要件を下げていただくというのが第1条件になってくるのですけど。それを多分、まずそこの圃場整備から今からは多分進めていかないとですね、

当然、担い手も受けてもらえないですし、若い者も、その作業効率の悪いところを引き継いでやるかといったら、まず無理だと思いますので、まずは条件整備をやっていくというのが国もこれはわかっていて、今回、集中投資をするというのはわかっているんですけど、やはりその畦畔の除去であったりしてもですね、例えば畦畔の除去だったら8万円とかいう金額をつけていますけど、とてもじゃないけどできない。8万円で畦畔の除去なんてバックホー1台積んできただけでもそれぐらいかかりますから、要するにそこまで多分中山間の人なんてやってんじゃないですから。やっぱりそういったところも含めて、補助要件を平地とかなり見直して、作業性のスマート農業を使えるようにしないさいとは言うのですけど、そこらの作業効率も30%じゃなくて10%ぐらいに落としていただかなないと、そういったところもぜひ中山間にあったような見直しをしていただくというところに持つていかないとですね。一向に前に進まないと、平場ばっかりが良くなって、中山間は切り捨てという話になってきますので。そのところをまず改善した上で、やっていただくのが第1条件と、先ほど議員さん言われたようにセットになりますので、鳥獣対策で逆に平地なんかほとんど柵をしてないわけですよ。要するにこの中山間はさらにその不利を抱えながら、さらに要らない投資までしていかなくてはいけないと。もう二重の投資になってます。もうさらにもう皆さんこれでへこみますので、市としてはこれまでも鳥獣害のところは、議員さんのご理解もあって、予算はかなり膨らんできていますので、引き続いて、ここは強力にですね、プランの中もそうですし、様々な取組というところは、鳥獣害対策というのはしっかりと、セットでやっていかないとですね、やはり、もうこの中山間では無理かなと思います。と言ったところで、そこは、もう両輪でやっていくということを考えております。

○鈴木委員長 はい、掛田委員。

○掛田委員 はい、ありがとうございます結局、生産性を上げるっていうことでいうと、やはりテクノロジーの活用であるとか、当然その構造改革だとか、こういうことも必要だと思うんですけど。いろんな担い手を確保するということを考えたときに、前提条件として、儲かる農業でないと、参入してこないわけですね。企業なんかも他の方も、一般的に、そういうところが痒いところに手が届かない。

我々、地方の自治体に本当に嘆きだと思うのですよ。だからその辺りはなかなか地方して何とかするっていうことは難しいかもしれませんけど、なかなか言えないところがあるんですけど、夢がある農業っていうところをどういうふうに実現していくのかっていうところが、大きな大きな背景にあるのかなあと思っていろいろ聞かせていただきました。ちょっと感想で終わってしまうんですけど。

○鈴木委員長 はい、松本農政課長。

○松本農政課長 先ほどとちょっと繰り返しになるのですけど、やっぱり企業さんにも、第三者継承にしてもですね、やはりある程度市が支援をするとか、国の補助をいかに活用するとかいうところをしないと、これは実現できないので、例えば、例を出しますけど、宇賀の圃場整備を今進めていますけど、0円でできる補助整備をやられてます。それはですね。生産性をやっぱり3割高めなくてはいけない、収益を3割上げなくてはいけない、米だったらだめなんですよ。要するに、

振興作物みたいなものを作らないといけないということで、ただ、これもいろいろ問題があつて地元は結構ようやってんないですよ。要するに、よそから頼んでくるとか、それをしないといけないというのが1つあって、なかなかそこで皆さん足踏みをされています。誰も来てくれない、やつてくれないし、自分たちではできないという問題があつて。ただ、これは自分たちでやられるのだったら非常にいい制度です。どんどん活用していただければと思うのですけど、自分たちでやるっていう強い意思を持っていただかないといけないと思います。全部タダだから行政とか国が全部やつてくれるということではなくてです。そこはやつていただかなくてはいけない、それからただできる圃場整備なのでというのが1つあります。

あともう1つはそのところの部分がハードルがやっぱり高いわけですから、だから圃場整備が皆さんできないので、一番、議員さんの方からもお願いしていただきたいのが、やっぱり15%とか20%，今、通常であれば、負担金を取られるわけです。それを中山間にあったように3%だとか、そういったところの負担率を下げていただく、その代わり自己負担も発生をさせていただかないと、すべて行政が全部タダでするっていうのは、ちょっと違うと思うんですよ。自分のところの地域を守るという意識の中で取り組んでいただかないと、なかなかその圃場整備が、進んでいかないという1つの大きなハードルになっております。そこはやっぱり、補助率を下げる、また、要件を緩和していただくというのがさっきのところへ繋がつてくるという話になります。

○鈴木委員長　はい、横光委員。

○横光委員　農業しているものから言いますと、非常に重たいのです。例えば、今の負担金の問題でも73，74歳ぐらいになって負担金を払ってやるということはできないっていうのがある。もう1つは、今、0円の圃場整備は大力谷でやっていますが、確かに、一番奥の小力谷には1ヘクタールの畑を作つて、他所から参入していただいて、畑30アール、下手の方では、ブドウ団地にして、ブドウを栽培してもらう。間を米を作ろうじゃないか、或いはピーマン作ろうじゃないか、アスパラ作ろうじゃないかというのやつているのですが、ではそこへ何人の人がいれば、その農業ができるか、農業は5，6人いればできるんじゃないかということになると、集落としての今までの祭りとかコミュニティとかいうものはどうなつてくるのか。集落の維持ができるのだろうかということを考えるとき、どの制度がいいのだろうか非常に迷うのです。その地域の人と話をしたのですが、今からはバイオラインで、スマート農業できちんとやらないといけないのよと。いや、わかりますと。それじゃ、この集落、今祭りをやつていますが、今、神祇太鼓叩く人がいるようになるのかね。なくなるのですかねっていう話をしたのです。農業を広くして、人数少なつてもできるようにすればいいのだったら、農業しない人は都会へ出てしまうから、集落は維持できないだろうというような思いがちょっとかすめるわけです。そこへ工場とか建つて、その集落的に収入を得て、休みの日に農業を手伝うとか、参入するとか、退職してから農業を本格的にやるようなその仕組みづくりを作つていかないといけないというような思いがします。

私の農業から言えば、先ほどの農業継続してもらわないといけんと思う。引き受手がなかつたら、73だったらあと5年10年、10年もたんかもしれない。絶対この右側の地域の受け手のない地域、この度もどこかへ頼もうかと思って頼んだら、断られたとこがあるので、だからできないです

よ。3反もない1反ぐらいの田を続けて棚田でやっていたら、草刈でそういうところも全然駄目になる。だから本当に農業できる地域はどうなのかということをやっぱり位置付けてやるというと、難しいのは実際に人がいない。やはり、儲け農業、米代がずっとこれまで下がってきていたというのは大きな問題であって、米代がずっと高かったら、後継者がいたはずなんですよ。

○鈴木委員長 横光委員の地域ですけど、それは計画を立てるときに、人数、地域性とか人数の確保とか、従事者のそういう、何の作物も決定した上で事業に参画できたのか、それはなくともとりあえず見切り発車だったのか。どうでしょうか。

○横光委員 それはここでアンケートをとって、うちの地域は10年先にはいないよって出しますよ。それがここへ載ってたいいことですよ。敷名地域で、営農計画を立てるので集まってくれよというのがあったわけですよ。

○鈴木委員長 松本課長の方から、ざっくりでいいので、短めに今の事業を参考にしたいので教えていただければと思います。圃場整備、はい、今の大力谷とか、今、横光委員がるるいろいろ言ってくださったんですけど何かあればお願ひします。まだ、従事者的心配とかいろいろあるようなお話をしていただいたということなので。

○横光委員 法人のようなところはいいのですが、後継者のいない法人は、例えば、なひろだに、私の生まれた地域なんかは後継者がいないから農業機関はない。一気につぶれてしまうかもしれない。飯田はやめます。全部やめちやう。法人全部やめてしまう。そういう地域は今から出てくる。法人は作ったけど、今法人は解散しているけど、全部荒廃地になっている、そういう地域が出てくるのじゃないか。この計画の中になるのですが、非常に心配をしていると、この農業進めるプラス、地域、集落というものを考えていかないといけないのじゃないかと思います。ということでござります。

○鈴木委員長 松本農政課長。

○松本農政課長 要するに圃場整備をしたりして、農地を集約するということになると、農業をやめられる方が増えてくると、そしたらやっぱり地域の活性化とか、もう帰ってこなくていいよねという話になってくると、田んぼも預けているのでという話になりますので、そこはその地域ごとに全部を統一的にやるのではなくて、やはりその地域に合ったやり方、それぞれが地域計画の1つの話し合いの場だというのはあるんですけど、小規模だと兼業、担い手、それぞれがそれぞれの集落で役割を持っていただいて、集落を上げてその農地の維持に取り組んでもらうっていうのがないと、中山間はこれがないと多分維持できないと思うので、その視点は忘れずに農業振興プランは作るということで考えておりますので、すべて多様な担い手、大規模農家に偏重させるということではないということです。

○鈴木委員長 横光委員。

○横光委員 前から一般質問等々で言っているのですが、やっぱり野菜団地を作っていく、農協任せではなくて、やはり行政として、この地域を野菜団地として儲けになるというのを出していけば、帰ってくるのじゃないかというのがあるわけで、前にも土壤を改良して欲しいというのがあった、特に三和町は土地が痩せている、北の方は肥えているかもしれないけど、土壤改良して三次市

の土地にはこういう野菜ができるんだから、こういう野菜を売りましょう、野菜団地をつくって、この一大ブランド化していくということは必要であると思います。長い期間かかるかもしれないけれども、そういうことをして農業というのは本当に儲けになるということを出していかないと、やはり後継者が育っていないのではないか、三和町でも野菜農家は後継者がいるわけです。2件は後継者がおって、うちの子供ぐらいのが帰ってやっていますから、やはりそういう状況が出てくるわけで、儲けになる農業というのを示していく。それは今個人ではできないかも知れないが、そういう農家を育てていく、地域を育てていくことは行政としてそこが必要ではないか。ただ、アスパラをやっている、何々をやっているではなくて、これを広げて儲けになるようにしていく。それが高く売れるようにしていくという施策をやっていかないといけないのではないか。全部地域任せでは育っていないのではないか。全部農協任せでも育っていないと思います。やはり馬鹿になって、これをやってくんじやという力がないと、いけないのでないかと私は思います。

○鈴木委員長 地域任せにはしていらっしゃらないとは思いますけど、行政がどこまで踏み込めるかというのがすごく難しいと思います。先ほど来、皆さんからの話を聞いて、本当、逆に農業者が意外と呑気なんぢやないのですけど、どうするか、どうするかのといいながら、そこから踏み込めてないのと、地域によっては、しっかりと、しっかりと話し合いをして、まとまっている地域とは、この温度差はもう埋めようがないなと思います。

今度の国に私は期待しているのですけど、本当に自分たちの中山間の農林施策が失敗だったということは、これまで私が視察研修に行ってさんざん苦口を言って帰っているのですけど。中山間と平地と今までの政策が一体化し過ぎてたのです、分けて考えるというのを今の大臣もおっしゃってるし、県知事も農林あがりの方なので期待してるところです。それで、行政がそういった意見、出た意見を届ける機会というのは、どういった場があるのか。全国から集まったそういう話し合いの場とか、直接私たちも要望に行きますけど、どういう場があるのか教えてください。

はい、松本農政課長。

○松本農政課長 一番大きいのはやはり全国市長会へ出していくというのがあります。広島県を通じて広島から中国地方、全国へどんどんあがって行くんですけど。その要望は中山間に見合った制度の拡充をお願いしますというような要望書を作って、まずは全国の市長会、町村委会とかでそれぞれの省庁へ提案を出していただくというのが一番大きなやり方であります。

あとは市が独自に要望したものを市長が省庁を周って、提案活動をされるとていうのもありますし、我々が農水省との意見交換の中で、意見を交換するときは、ことあるごとにさっき言ったように、そのお話をずっとさせていただいております。

ただ、やはりなかなか地方レベルでは上に吸い上げていただけないというのが課題としてあります。

○鈴木委員長 ありがとうございます。ちょっと、この第1項目の回答をお願いします。はい、松本農政課長。

○松本農政課長 回答させていただきます。これはさきほどと重複になるのですけど、1つ1つの課題解決、さきほどの米の問題もありますし、担い手の問題もあります。1つだけを重点的にやって

も、多分この問題は解決しないというのはよくわかっておりまます。そういう意味では、先ほど来、お願い申しあげましたように企業参入であったり、第三者継承、なひろだになんかそうだと思うのですよ。もし本当に困っておられるのであれば、それは地域おこし協力隊を活用していただいて、そこに入っていただいて、その若い人がもうそのまま引き受けて、担い手になってもらう。従業員ではないですよ。もう完全にそこの農地を預けて、法人の構成員さんもご高齢になるので、草刈をちょっと手伝うとか、後方支援をしてあげれるような仕組みづくりというのをやらないと多分今まで独立するというのは無理であろうと思います。

新規でやろうと思ったら、鈴木委員長さんはよくわかっておられると思うのですが、無理だと思います。1億円以上かかりますので、というところであればそういったところをうまくマッチングを早くさせて、早い段階からそういったところを、さっき言ったようにリストアップしていって、もう次何年か後には困るよって言っておられるので、そこへ入れていきましょうとか、そういったのをやはり1つ1つそういった形をとっていって、例えば野菜団地の話もされましたけど、それはかなり市長政策的な話になってくると思いますけど、農地を市が買収して、そこを新規就農団地を作ったりというの1つの政策としては考えられると思いますし、それは企業さんにそこをセットでやってもらうという話にもなると思いますので、そのやり方も多種多様にあると思いますので、そういったところも農業振興プランの中には入れていくということで考えております。

○鈴木委員長 横光委員。

○横光委員 そこで一番問題になるのが遺産相続です。わけがわからないようになってくるのではないかというのはあります。義務づけられてるからやらないといけないけれども、全部任せてしまったら、もう出ている人は全然知らないとか、かまったくがないということになる。起業が買わないということになると誰も買わない。売りもできないということになるけども。遺産相続が難しいかなというのは1つあるかなあというのがあります。いろんな問題が1つのことだけではなくしに多方面で考えていかないと、集落維持もできないし、農地の維持もできないしということもあるかもしれない。

ただ、私がなひろだにのことを言っているのは、工業団地があるので、将来、この団地の人に手伝ってもらって、やって欲しいよというのはあります。1人入ってやられていたのが亡くなつたけれども、入ってやってもらえないかをしたりするのは、1つの手ではないかというのは思います。

○鈴木委員長 はい、竹田委員。

○竹田委員 質問といううか、まとめきれないでの、私の発言をちょっと噛み砕いて、また答弁いただければと思うのですけど、別紙1のところ国のそのままの制度を出されていると思うのですが、その中で、地域の関係者が一体となって話し合いましょうとか、農地を次の世代に着実に引き継ぎましょうというのは、当たり前というか、それわかっていることですよ。どうするんですかというのは、本当は僕らというか、農業従事者の方は悩んでるし、その10年後に皆さん言われたように、農業される方は減るのは間違いない減る、では増えるかでも、ほぼ可能性が低くなっている中で、地域計画の課題ということは、農政課の方からいただいた資料の今後の課題にある通り、わかつていて、どうして、どうにかして欲しいのだということを思っているところに地域計画がない

と、補助が受けれないとか、不利益になるのだということは、はっきりいってナンセンスというか、ちょっと違うのじゃないかというのは思っています。やっぱり農業してる方、僕はしていないので申しわけないけど、している方とお話をすると、もう諦めてたりとか、今後の展望がもう見いだせないとか見えないから、もう次に渡せないのだみたいな雰囲気になっているので、そこをどう国、市町も含めてするかというのが大きな課題なんだろうなとおぼろげながら思っていって、これは三次市だけの問題ではないというのも明らかなことで、ぜひその横の連携と議員もそうですが、そういうものが必要なんじゃないかというのを思って、今、意見言わさせていただいて、何かありましたら答弁をいただければと思います。今、私が考えているところでございます。

○鈴木委員長 はい、松本農政課長。

○松本農政課長 地域の方というのは多分、選択肢がないので困られているんだと思います。確かに、その選択肢を行政なり、国県含めて提供ができるかということだと思います。だから、圃場整備がそういう形でできるということを、多くの方が知っておられないと思うのです。これはちょっと農政課でも、担当が農村整備の方の関係になってくるので、我々もそこはなかなか踏み込めないところもあるのですけど、やはり、そういうところをしっかりと1つの圃場整備を皆さんがそれならしようじゃないかという話が、多分ちゃんと伝えきれていないというのが、我々がそこを宣伝できていないというのが1つ大きな課題なんだろうなというのは思っていますし、さっきほどの第三者継承もそうですし、誰かを入れてくるっていうところをどういう形でその集落へ周知してあげて、そこで地域から手が挙がってきて、そこへ行政として支援が入れるのかという、多分そこができないと、多分、皆さんも今のように諦めムードとか言ってもいいことにならないっていうところに、おられるのかなっていうのがありますので、その周知の仕方を我々も工夫して、こういう選択肢があるのでどうしましょうかといったところを、しっかりと、そこはやっぱり今後の課題というか、来年度に向けても、そこはやっていかなくてはいけないというふうに思っております。そこは非常に重要だというのは、そこをどうするのかというので、どの自治体も三次市も悩んでるところでございますので、いかに選択肢を提供してあげて、その一番いい選択肢を選ばれるかといったところを地域で考えてもらうというところ、これは強制はできないので、地域であくまでも考えていただいて、それに対する支援を市とか県とか国が一緒に入ってやっていくというところをやはりやっていかなくてはいけないと思っております。

○鈴木委員長 よろしいですか。本当、今、ご答弁で、ありがたかったんですけど、選択肢を皆さんのが全部が全部をご存じなかったりするし、主体性を持ってやるのは農業者なんですよ。だから、その情報提供は、しっかりとやっていただけたらありがたいと思います。はい、保実委員。

○保実委員 今この計画を立てることによっての支援というのを言われたんだと思うのですが、ちょっと、私よくわからんところがあります。この計画を立てると国の補助や支援が受けれるというのは具体的にどんなことがあるのですか。

○松本農政課長 結局、地域計画に位置付けておかないと、中山間地域の交付金が交付されないと、そしてあと、例えば、認定新規就農者、三次で研修して認定新規就農者なった方が、例えば年間150万円の補助が国から出るので、そういうのも、その担う者を地域で位置付けておかないとお

金はありません。だからすごい出来レースみたいな感じなんです。

とりあえずだから、どの自治体も見ないと皆位置付けてるわけじゃないと、お金もらえませんから位置付けますよということなんです。もう半強制的に位置付けるわけです。だから本末転倒なのです。だから国が、結局そこで迷走して、前に進まないから、最初はそんなこと言っていたなかったんですよ。国の補助要件なんかするなんて言ってなかつたので、僕らはもう薄々わかつっていましたから、多分それを全部要件につけてくるだろうと、国の補助メニューというのは、50も100もありますから、それほとんど位置付けないと出さないということです。

○保実委員 わかりました。

○鈴木委員長 そのための計画をしてくださっているんです。

○松本農政課長 それを急いで作らなきやいけないということで、みんな急いで作って、中身がないものができてしまったのが今のケースです。だからアンケートだけ取って、それをまとめたものが今の計画になっているんですけど、結局、話し合いがほとんどされていないというのが現実です。

だから、結局、担い手はそれでいいのですけど、小規模農家の方とかが補助がないのに、集まってやつたら、あんたら何をしてくれるんやという話になる。集まってやっても、何もしてくれんのじやろという話になって、それが多分ほとんど白地になって、アンケートも出してない人。言ってもどうもならんのに、言ってもしょうがないだろうっていうのがあると思います。

○鈴木委員長 行政が設定される説明会とか、この春先にきりりであつたりしたときでも、結構、昼夜じゃなくても、大勢の方が参加されてて、やはり皆さん危機感をすごく持ついらっしゃるんですよね。

○松本農政課長 やはりそういう場も提供しないといけない。これはコロナから全然やっていなかつたんですよ。この間のきりりでやつた研修から、今年度からやって、また来年度もそういった形でやっていきたい。アンケートは99%の人が大変よかったですというふうに書いていただいてますので、継続してそういった研修会をして、先進的な考え方というのを聞いていただいたらというのを地域に持ち帰つていただいたらなと思います。

○鈴木委員長 そうですね。ある程度の方が持ち帰るっていうのが大事なので、結構この前のときは建設的な意見とか出てましたので、いい試みだなあと私も感じたのですけども、是非、これを続けてほしいと思います。松本農政課長。

○松本農政課長 この間、きりりであった鳥獣の研修会も先生の承諾を取つて、流していいですよと言つていただいて、多くの人から研修会の映像を地域で流すようにしてくれという意見が結構あつたので、やはり自分で聞いて、それをしゃべるのは難しいということがありましたので。今回、それで昨日から木曜日まで、ありますので、また、見ていただければと思います。

○鈴木委員長 また、見させていただきます。本当、大変な時期に入っていますけど、やっぱり農地は守らにゃいけんのです。何にしてもみんなで。はい、ありがとうございました。他にありますか。はい、細美委員。

○細美委員 ちょっと参考にさせてもらいたいのですけど、計画の区域外の農地っていうのは面積

はどれくらいあるのですか。

○鈴木委員長 松本農政課長。

○松本農政課長 ごめんなさい。具体的な何%というのをわからぬのですけど、ほぼ90何%までいってるんですけど、三和がですね今回ちょっと三和町のエリアが、区域外を外しているところが結構あって、三和町に限ってです。ただ、それは影響出ないところで外してありますので、例えば中山間の交付金に影響出ないところで外してあります。今後、それは毎年見直しができますので、また、そのエリアをすべて囲むとかいうやり方は、何か不都合が出たときにはやっていくということです。ごめんなさい。

もう1点ついでに余談ですけど。説明しますけど、一番、結局、手間だけが増えているのが、今の現状というのを知っておいていただきたいと思います。太陽光とか、農地転用するときに、それを全部外さなきゃいけない。一つ一つ。それをまた全部お伺いを立てて、意見をもらって、今、ホームページで公開していますけど、そういうのも全部やつていかなくちゃいけない。だからそういう手間が、もう全然農業とは関係ないような手間だけが増えているのが今の現状です。太陽光でそのエリア入っていたらそこの区域から落とさないといけない。結局、国が結局手間になるような中身のないことを最初から考えてやってしまったということが、こういうことになってしまっていると思います。そのひと手間が増えてしまっているということです。結局、農地の集約とかどうとかじゃなくて、太陽光とかの除外申請をするための手間、手続きを外していくかなくちゃいけないっていうのが1つあります。

○鈴木委員長 他にありますか。大丈夫ですか。他にないようですので、以上で、1地域計画の策定状況についての調査を終了いたします。

引き続き、2に入らせてもらいます。薬用作物栽培の現状と今後の見通しについての調査を行います。初めに説明を受け、その後、質疑を行います。また、タブレットに資料を掲載しておりますので、こちらの、確認もお願いいたします。

それでは、産業振興部の説明を求めます。児玉産業振興部長。

○児玉産業振興部長 それでは続きまして、薬用作物栽培の現状と今後の見通しについて資料に基づいて説明をさせていただきます。資料のまず1番目の薬用作物栽培の取組状況について説明をさせていただきます。

本事業は、令和元年度から取組を開始しておりまして、初年度におきましては、県立広島大学との共同研究により、本市に栽培適性のある品目の検討を行っております。令和2年度にはJAや県などと連携して取組を強化していくため、三次市薬用作物等栽培技術研究会を設立しております。令和3年度は本市の環境に適した栽培技術を確立するため、東京農業大学及び国立研究開発法人医薬基盤健康栄養研究所と共同研究契約を締結し、以降、研修会の開催など栽培技術の確立向上に努めているところです。また、日本粉末薬品株式会社、こちら大阪ですけれども、試験栽培契約を締結し、販路を確保することができております。令和4年度から、販路が拡大、確保できたヒロハセネガとカノコソウを重点品目とし、13戸、3.4アールでの試験栽培を開始しており、本年で4年目を迎えているところでございます。令和5年度は17校、7.5アールで栽培を行いました。また、これま

で、ヒロハゼネガ用の登録農薬がなかったことから、本市で除草剤登録試験を実施し令和6年度において登録が完了しております。令和6年度ですけども、こちらの方は、丸善製薬株式会社と薬用イモ、池田食研株式会社とムラサキセンブリの試験栽培契約を締結しております。こちらはいずれも企業側からの要望を受けたもので、国内で薬用作物の栽培需要が高まっており、本市の薬用作物栽培の取組というものが、企業側にも認知されてできた1つの成果というふうに考えております。今年度は、各契約に基づく栽培を継続して行っております。また疲労発生ネガとか残そうについて、本市に適した栽培マニュアルを作成しまして、農家の方へお配りをさせていただいております。また、作業の省力化に向けて収穫機を整備しております。来年度ですけれども、丸善製薬株式会社と商業栽培契約へ移行する予定となっており、これまで、商業栽培契約への移行を目標に掲げて取組を進めていっておりましたが、こちらについては重点品目ではございませんが、まずは一品目の確立ができた大きな成果というふうにとらえているところです。

次に2の薬用作物の産地化に向けた今後の取組について説明をさせていただきます。（1）の種苗の確保については、東京農業大学を始めとする共同研究機関とともに、引き続き本市に適した栽培方法を確立し、安定した種苗の確保に努めています。また、株式会社JAアグリ三次において、不足する種苗を補完するため栽培を継続していきます。（2）の除草作業の省力化については、先ほど説明の通り、ヒロハゼネガ用の除草剤、除草薬の登録が登録が完了しましたので、今年度から、一部の栽培者が使用しており、効果としましては、除草の省力化というものが図られているというふうに考えております。（3）の機械化体系の整備につきましては、今後、収量をふやしていく上で、機械化による収穫、洗浄、調整作業の省力化は欠かせない作業となりますので、それで整備を計画的に進めています。（4）の農福連携につきましては、令和6年度から2事業者に栽培に携わっていただきしております、来年度は、洗浄の一部作業を受託していただく方向で調整を進めています。（5）生産組合の設立につきましては、機械化体系の整備とあわせて、JAや県と連携して、生産部会の設立を進めていきたいというふうに考えております。今後のスケジュールについては、表に記載の通りということになりますが、重点品目につきましては、栽培開始から5年が経過する令和9年度での商業栽培への移行を目指して、栽培技術の向上による収量の拡大や機械化体系の整備を計画的に進めていく考えです。

次に3の重点品目の栽培面積及び収量の推移についてです。グラフの方の表を見ていただきたいと思いますが、種苗の確保に課題があることから、早期に栽培面積、また収量拡大することは、なかなか容易ではありませんが、両品目とも面積、収量とも増えております。5年後の令和12年度の目標は、栽培面積を70アール。7反ですね。各品目の収量を0.5トンとし、両品目で1トンとすることを目標に取組を進めていきたいというふうに考えております。最後に4の重点品目の基本情報について記載をさせていただいております。まず最初のヒロハゼネガですけども、こちらの方は咳止めの薬効があり、一般的には咳止めシロップなどとして利用されています。栽培年数は1年で根を出荷しているものです。次にカノコソウですけれども、こちらの方は、自律神経の乱れ等を改善する効用があり、一般に販売されている商品としましては、命の母などに利用されております。こちらも栽培年数は1年で根を出荷しているというものでございます。

以上で、薬用作物栽培の現状と今後の見通しについての説明とさせていただきます。

○鈴木委員長 ありがとうございました。それでは質疑をお願いいたします。はい、保実委員。

○保実委員 この薬草はですね当初耕作放棄地の解消ということも掲げて、市長が始められたことなんですが、これはそういうふうになる可能性ありますか。耕作放棄地解消になる可能性。

○鈴木委員長 はい、児玉産業振興部長。

○児玉産業振興部長 ヒロハセネガ、カノコソウ、いずれも栽培にあたってはかなり除草をですね綺麗にとっていただくというような管理の方が重要になります。そのため、この栽培ですね、耕作放棄地の解消というところにすぐ結びつくというものではないというふうには思いますが、今後、転用していく中ですね、この品目を薬草植えていくということでですね、今後の耕作放棄地の発生遊休地の発生の防止というところの効果はあるかというふうに考えております。

今、耕作放棄になっているところっていうのは、結構山ぎわであったり、家から離れているところで、なかなか作業的に難しいところが多いのかなというふうに思いますけども、そういったところではですね、なかなかこう、除草作業であるとかそういった普段の管理というのはちょっと難しいのかなというふうには、今現在は思っておりますが、今作られてるところを今後、転用していく中では、こういった、薬用作物の栽培の方へ転用していくということは、可能であろうというふうに思っておりますし、今後、試験栽培ということで、参加していただける方も限られていますけども、今後、こういった試験栽培に、参加していただく方の募集というところも、呼びかけていくようと考えておりますので、今後の農地のあり方の中で、1つの太陽光にするのではなくて、こういった薬用作物の方にするっていうところのことは、効果としてはあるのではないかというふうに考えております。

○鈴木委員長 保実委員。

○保実委員 私が心配するのは高齢化で農業する人も減ってきているそうした中で、新たにこの薬草で将来、業としてやっていけるのだろうか。本当にそれでというのも、神杉でやっているじゃないですか試験栽培的なことを、かなり出入りが激しいって聞いたんですよ。やっていた人が辞めたとか、また新たに来るんだけどどうかとか、将来的な不安要素的なことをいっぱい聞くので、それも含めて、本当に将来これ大丈夫なのかなというのが、私の本音です。それについてどうですか。

○鈴木委員長 児玉産業振興部長。

○児玉産業振興部長 今後、農業やめられる方の高齢化っていうのもありますし、1つは機械が壊れて、兼業農家が新たな機械の導入というのは高額になっていて、大型化してる中で難しいというようなところもあるっていうのも、もう1つの理由だというふうに考えておりますので、そういった、今後、農地、田んぼづくりをやめるっていうきっかけが発生したときに、どうしようかっていう時に、1つの選択肢として、薬用作物っていうところが出てくるかと思います。

高齢化で、なかなかそこへもう手が回らないであるとか、次の後継者がいないっていうときには、なかなかちょっと、この薬用作物を栽培していこうっていうところには難しいところもあるうかと思いますけども。農業機械が壊れても、もうやめようかっていう時に、こういったのも選択肢の1つというふうに考えています。

○鈴木委員長 はい、保実委員。

○保実委員 この事業に対して、将来的な採算性については、どういうふうに分析しておられますか。

○鈴木委員長 松本農政課長。

○松本農政課長 薬作物はやはり1つの補完品目という考え方で、水稻プラス、水稻をメインにしていただくのであれば、その補完品目としての位置付けという考え方で、これがメインで専業でということは考えておりません。所得的には、やはり当然米よりはいいわけですから、その分作業の機械化がまだ十分できていないので、手間がかかってるとこころはありますけど、一反をちゃんと作れるところまで持つていっていただけたら、十分にそこは所得の向上に繋がるというふうに思っていますし、こういった取組、ヒロハセネガとか、重点品目もですね、取り組んだ中で、先ほど来の説明でもご紹介した通り、よその製薬会社さんからも、引き合いが出てきて作つて欲しいとかというのが、丸善製薬さんであったり、池田糖化さんであったりというところも出てきて、それにこだわらず、いろいろな作物を広げていけるという選択肢も1つあるということです。

あくまでも重点品目はヒロハゼネガとカノコソウですけど、そういった取り組みの中で、いろんなところからお声掛けもしていただけるぐらい、ここ5、6年で少しづつは出てきているということでございますし、やはり多くの産地は大体10年かかっておりますので、今ようやくスタートラインに来て、5年経過して6年目に入つていくという中で、ようやくマニュアルもできて、大体の生産確立の方法とか、そしてあわせて機械化も同時に進められるぐらいまで持つてこれたということで、これから先はもう伸びていくということで、いい方向での取組ということでご理解いただけたらというふうに思っております。

○鈴木委員長 今の関連で質問してもいいですか。すごくこの経過を説明していただきたい、製薬会社の契約も増えてきて、今言わたった引き合いもいろいろありますってことを言っておられるんですけど、これを取りかかるまでに、このヒロハセネガとカノコソウを選択されたというのが、三次市の気候とか、いろいろ、いろんな栽培品種を試して、これに絞られたという記憶がちょっとあるのですが。確かに三次の気候だけでなく、三次市内の中でも土地の土質、粘土質から砂地から全部あるじゃないですか。そこらあたりで、今、揚げ足を取るわけではないんですけど、栽培の品種も増やせるのじゃないかというところの期待があるみたいなんんですけど、それは要は製薬会社さんからの依頼に応じて、並行して研究されたり、まだ、この2つに絞ったときに実は何品種か持つていたんだよっていうのをちょっとお聞かせください。はい、児玉産業振興部長。

○児玉産業振興部長 当初、研究としましてはトウキでありますとかミシマサイコ、芍薬といったものが、4品目程度ございましたが、いずれも、この栽培をした後の販路ですよね、売り先というところが、当時は医薬品メーカー等の需要もないということで、そちらの方については栽培のところは見送りまして、この売り先というところで日本粉末薬品さん、また、栽培の方も三次での栽培が可能というところで、ヒロハセネガ、カノコソウというのを重点品目ということさせさせていただいて取組をしたというところでございます。

○鈴木委員長 もう少し選択肢の枠は、あるということで、今いう依頼があつてある製薬会社は三

次市のこの他などを要求とか、芍薬とかを作ってくださいみたいなことが来ているのかなと思います。はい、松本農政課長。

○松本農政課長 今、説明しました日本粉末さんは、とりあえず重点的に特にヒロハセネガ。というのが、これは国内生産力がかなり落ちてきています、産地ももう限られたとこしかございません。もう数ヶ所しかないで、そこの産地ももう高齢化がかなり進んでいます、どこも同じ中山間地の中でやられている中で、もう平均年齢もすごい高くて、もうそこがもう先が見通せないということで、三次市に声かけていただいて、多分それがうまくこの希望通りの数量が持っていくことになると、それでも国内シェアのもう3割4割が三次市が担うというぐらい割と責任があると、いわば責任があって、その使命もあるということでございますので、そういった意味で言えばこの葛根湯であったり、せき止めの元になりますので、それが全国の求められている薬を飲まれる方の健康に寄与できるということも1つの使命であるというのも考えていますし、それに見合った価格で買い取っていただいて、ワインワインの関係にしていくというのは非常に重要なことだと思います。

ただやはり、まずは医薬品メーカーから求められているヒロハセネガとカノコソウはしっかりと作っていかないと、やはり信頼関係がありますし、商業栽培に持っていくということになると、その契約数量をきちんと出さなくてはいけないという、だからここで品質が悪かったり、例えば重金属が混ざっているとかということになると、そんなものは使えないで、やはりそういったところは徹底して、きちんとした価格での取引をしていただくというのが重要だというふうに考えておりまして、まずは今のつき合いもあるのですが、どうあってもですね、とりあえずこれを先にまずは成功させていくというのが第1目標にしているところでございます。

○鈴木委員長 はい、横光委員。

○横光委員 先ほど業というのがあったのですが、これ1キロ何円ぐらいで販売されているですか。

○松本農政課長 これがまだですねごめんなさい、公表できていないので、大変申し訳ないですけど、まだ価格というのは、まだ今試験栽培の段階で変動します。まだはっきり決まっていないというところがあって、商業栽培に持つていけるということになれば、今は契約の委託料はいくらかいただいているので、それは多分、今からなくなってきて、今度は出荷したときのキロ当たりの取引ということになる。それは今後、我々とかも交渉もしていくかなくてはいけないというふうに思っています。

生産者の今の物価高とかいろんな問題があって、人件費も高くついている中で、やはりそれに見合った価格に合わせていただくというのは、産地にまだなっていないんですけど、生産者の方からしっかりと価格というところは声を上げて、再生産可能なとこに行かないと継続していただけないので、やはりそこは、しっかりそれに見合う価格を出していただくといったところは重要だと思っています。まだ価格の公表というのは、今というか、この先もちょっと難しいと思いますけど、ただ、現状産地が継続されてるということは、高齢化でちょっと後継者がなかなか育っていないというところもあるんですけど、それでも辞めずに70代の方とかもまだまだしっかりと生産されている中

でありますので、やはり一定の所得が得られているから何十年も産地として継続されてるというところはあるということでご理解いただきたいと思います。

○鈴木委員長 はい、横光委員。

○横光委員 産地も高齢化で引き継がないということは、儲けになっていないという思いがチラッとするのですが。もう1つ新規就農者へ薬草を作ってみなさいという話はないわけですけど、やはりそれだけでは食べていけないわけでしょう。将来的にそうなるかどうかわからないけれども、新規就農者も三次は薬用作物の産地としていくのだから、是非ともあなたはこの新規就農で薬用作物をやってくださいと言える、自信持って言えるかどうかなんですよ。そのときやろうとするならばですがどうですか。

○鈴木委員長 はい、松本農政課長。

○松本農政課長 先ほど、言いましたとおり、どうしてもこれって、薬用作物だけでは、言ったら同じことになるのですけど、やはり幾らかある程度所得があつても、どうしても農業に目が向かないっていうのは、他産業の所得が圧倒的に農業より若い人に魅力があるということだというふうに思います。特にこの数年、顕著になっています。正直なところ申しますと、今年度の新規就農者の採用予定は今ゼロです。これ全国的に課題になっています。三次市だけじゃないんです。どこも今、新規就農者が集まらなくなっていて、地域おこし協力隊を使っても集まらなくなっています。

というのは、様々な物価高騰している中で、経費もすごいかさんでいる。さらに、他所の中小企業も含めて賃上げが他産業で上がってきているということで、ある程度の所得レベルではやっていただけないというのあります。ただ、さっき言う補完品目の中に位置付けておりますので、そうした中では、実は新規就農者で認定新規就農者の方が栽培してくれていますので、非常にそこは我々としても、まだ40代の青年、夫婦でやっていただいているので、期待はしてるところでございます。だから、若い方も新規就農者の方がやっていただいてますし、今後、生産が数年もうちょっとかかるのですけど、そこが確立したら、若い人にも紹介できるような形まで持つていければ、1つ成功したのかなというふうにとらえることができるかなというふうには思います。

○鈴木委員長 はい、横光委員。

○横光委員 これは、今現在、予算的には200万円、その他農業関係の予算があるのはありますけど。このヒロハセネガなんていうのは、中山間の圃場でも対応できる。中山間地域の栽培の中の1つの耕作面積として、入れることはできているかどうかお願いします。

○鈴木委員長 はい、松本農政課長。

○松本農政課長 土質的なことの専門的なところは係長がよく知っていますので、あとで答えてもらいますけど、私から答えるのは三次市はある程度の気候風土は合っていますし、どうにか高温でもどうにかマルチの色を変えたり、やり方を変えてをかけたりして、職員の方も今試験的にやってくれています。

それが大分良くなってきたということで、気候的には全国的に高温障害にやられていますので、これはちょっと本当に人間の手ではどうしようもできない部分はあるのですけど。一定程度、三次

市としては、高温のところの克服がうまくできれば、十分栽培は通常通りできるだろうというふうに思っております。

ただ、近年の異常高温なので、ここ5年ぐらいが、ちょうど始めたぐらいからすごい高温で、季節がずれてくるぐらいおかしくなっていますので、やはりそれに対応するっていうのは早急にまた手を打ついかないと、寒冷紗なりマルチを変えたりして、大分防げてはいますけど、やはり100%へ持っていくには、まだまだそこの技術的なところの開発っていうのはいるのかなというふうには考えてます。

○鈴木委員長 横光委員。

○横光委員 私が聞いたのは、中山間地域直接支払交付金の補助対象になるかということと、もう一つは、今度の農水大臣はまた生産調整、減反政策をやると言っていますが、その中の、転作品目の中に薬草が入るのかどうか。

○鈴木委員長 はい、松本農政課長。中山間地域の部分には大丈夫です。あと言われたように転作奨励金としても、地域が申請すれば認められるのですけど、まだその段階に至ってないので、今、市で転作奨励金に代わるようなものは、やはり何らかの生産が落ち着いた段階で、考えていかなくてはいけないというのは、もう何年も前からそれは思っていますので、今の国の転作奨励金として位置づけるか、産地交付金として位置づけるか、また市が独自に面積当たりで、そういうった交付金を出すかというところは、今検討しているところです。はい、児玉産業振興部長。

○児玉産業振興部長 中山間地域で取り組んでいただくということになれば、栽培面積の拡大にも繋がるというふうに考えていますけども、今課題なのが種が売っていなくて、直取りになるわけです。なので、急激な栽培面積の拡大というところが、難しくて、徐々に拡大をして、種を増やして、徐々に栽培面積を増やすという取組をしていて、こちらの培面積の推移の方にありますように、なかなか種の方が準備できなくて、栽培面積の拡大に繋がっていないというのが今の現状ですので、この種をしっかりと取って、栽培面積を増やすというところで、急激な拡大というのが難しいというのが課題です。

○鈴木委員長 はい、掛田委員。

○掛田委員 すいません。今の現状をいろいろ聞かしていただくと、やはり単年度での進捗状況、これ予算がついてるわけですから、これ確認することも要るでしょうけど、事業の成果っていうことを考えたら、少し長いスパンでこれを見ていかないといけないんだろうなっていうのが、私なりにわかったわけです。3ページにあるように栽培戸数が令和7年度見込みで15戸ということになつて、令和10年度の目標も15戸になっているわけですが、この見込みでいうと、少数精鋭で、本気でやりたい方が、やっていこうというような、そういうことになってるのかなと思うんですけど、栽培面積が格段と増えているというような状況になってるんですけど、これは何か理由があるのですか。

○鈴木委員長 はい、高橋地域資源活用係長。

○高橋地域資源活用係長 裁判栽培面積ですけれども、今の約2.5倍ぐらいで米等と比べると本当に小さい規模ですので、数字にしてしまうとこれぐらい大きく見えるんですけど、そんなにかけ離

れた数字ではなくて、そもそも、1反とか0.5反ぐらい作らないと収益に乗っていかないので、1人当たりの面積を拡大して収量を上げていくっていうのが、当面の目標とするところなので、グラフ上では増えているけれど、視覚の効果といいますか、実際は、米農家さんからすればこれぐらいのものかというような範囲だろうと思います。決して格段に増えてるということではございません。

○鈴木委員長 はい、掛田委員。

○掛田委員 はい、わかりました。1人当たりの皆さん、少しづつ積み上げて頑張っていこうという、その総和がこの数字になってくるだろうなっていうような話として聞きました。

令和9年度に商業栽培移行した暁においては、もうここからは本当に、なかなか引くに引けないという状況があると思うので、これを継続してずっとやっていくというような、市の方向ということでおよろしいですかね。

○鈴木委員長 はい、児玉産業振興部長。

○児玉産業振興部長 やはり目標は商業栽培契約として、また産地としてというところがありますので、継続して取り組んでいくというところでございます。

○鈴木委員長 他にありますか。よろしいですか。今の掛田委員の質問の関連なんですが、栽培者の人数は減っていますけど面積は増えているいうところが、増えてるわけじゃないか、ここの数字がね、機械化をされていますよね、今、いろいろ導入、これって皆さんが今自分が使いたい、何台あって、今使いたいなあとか言ったときに使えるような回せるようなシステムができているのかっていうと洗浄が農福連携でお願いできそうなんです。これは本当にいいあれだなと思っているのですけど、何か根っこを切らさんように抜かないといけないんですよね。根が商品ですから、何かそこへ結構苦労されてる、土づくりの段階からでしょうけど、やっぱり、雨が降る降らないとか、土の状況を保つっていうのが草取りだけじゃなく、一生懸命研究されているっていうのをやってらっしゃる方から聞かせてもらってるんですけど、そういう機械のことと、今言う交流ですよね。お互い栽培されてる方同士のそこらで切磋琢磨されてるのか。今何か作られるといっていますよね組合か何か、そこがそういう役割になっていくのかっていうのを今、2点お願いします。高橋地域資源活用係長。

○高橋地域資源活用係長 現在の機械の管理につきましては、市の職員の方でやっているような段階ですけども、機械は耕運型の収穫期が1台とケルヒャーのような洗浄機が3台ございまして、そこは日数の要望をとりながら、順次まわしていくというようなことで、今現在は栽培面積もそれほどない方もいらっしゃいますので、十分それで回っているような段階です。機械の管理を職員がするということではなくて、ゆくゆくは生産部会を立ち上げていただいて、そこで順次まわしていただくというのが理想の形だと我々も思っておりまして、そうなるように進めていきたいなと思っております。

生産者同士の交流は、これまで年に3回ぐらいやらせてもらっていました。例えば、植えるときにこうやって植えるんですよっていうことと、あとは先生をお招きして栽培技術の向上、また収穫のとき年3回を定期で開催しておりましたけども、今年度は、やはりもっと情報交換をする場を

持ちたいなと思いまして、かなり回数を詰めながら、2、3ヶ月に1回のペースで、寄れる方が寄つていただきて、今の現在の状況どうですかといったことと、あとはやっぱり圃場をそれぞれ見ていただいて、どういった生育状況なんだよっていうことを確認していただきながら、そういった栽培者同士の交流の場というのも積極的に設けております。

○鈴木委員長 ありがとうございます。あと基本的なことを聞き忘れたのですけど、薬用作物は連作障害はないんですか。はい、高橋地域資源活用係長。

○高橋地域資源活用係長 連作障害は一般的にはあると言われております、スパンを、例えば水稻を挟めば、1年ごとでよかつたりするのですけど、もう産地では水稻を大体挟まれていて、水張することによって、病気が防げるというような形で、1年ごとで、畑地でやる場合は3年から5年といった長いスパンを求められてはおりますけども、実際にその連作をして、どこまでの障害が出るかっていうところが、まだはつきりしていないところもあって、少なくとも1年は空けなければいけない、あとは土壤消毒剤が使えるようになりましたので、そこを使うことによってどれほど改善効果があるのかっていうところも、1つ見極めていきたいなと思っているところでございます。

○鈴木委員長 ありがとうございます。他に皆さんの方から、質疑はありませんか。はい、小田副委員長。

○小田副委員長 この薬用作物のことっていうのは、今からの三次にとってもうまくいけば、素晴らしいものになるだろうと思っているんですが、先ほどぐらいに説明していただいたこの地域計画を立てる中の計画の中に織り込んであるんですか。織り込んでないんですか。

○鈴木委員長 はい、松本農政課長。

○松本農政課長 織り込んでいません。あくまでも地域計画はその地域ごとのことで、生産者の方はそれぞれ地域へおられて、中にはその担い手になっておられない方もおられたり、大概なっていただいてるというふうには認識しておりますけど、地域計画の中で、ただ、薬用作物をその地域計画の5枚あるものへ書き込んでいるというのはありません。課題とさせていただきたいと思います

○鈴木委員長 小田副委員長。

○小田副委員長 言うのがやはり三次市の今から作物作ってく上で、うまくいけば本当にすばらしいものになるだろうと思う。まして今こういった国際情勢なので、これ薬用作物も中国からの輸入がほとんどなんですよ。80%以上。

それを今から国内生産でこういうふうにやっていきますよとなってくると、本当にすばらしいものになる可能性を持っているんで、地域計画の中できちんと、落とし込んだ物にしていけばいいんじゃないかなという部分で言っときます。

○鈴木委員長 他に質疑ありませんか。ないようですので、以上で所管事務調査を終了いたします。産業振興部の皆さん、ありがとうございました。

すいません。予定時間を大幅に超過しているのですけど、皆さん本当建設的なご意見たくさんありがとうございました。このまま4のその他についてだけやらせてください。引き続き、その他について、議員と話そう委員会報告資料についての協議を行います。

前回の委員会では、委員と話そう委員会報告資料に、ついては竹田委員に作成していただくこととなり、早速に作成をしていただきました。ありがとうございました。タブレットにパワーポイント資料と読み原稿を掲載しております。ご意見がありましたらお願ひいたします。小田副委員長。

○小田副委員長 読み原稿の方で、加筆したらいんじやないかというところがありまして、スライド5の行政視察のところで、中ほどの高橋では中小企業振興条例、ポツになったんだけど、条例化をしたわけだから、条例化をしたというふうな形での、書き方、要するに条例化、ポツの方がいいんじゃないかなと思ったのと、うちの委員会としては行政視察をした学んだことの下、どう取り組んで行きたいかななど、委員同士で意見を出し合いのところ、その都度というのを入れた方が、要するに、やったこと意見交換をしたこと、その都度やっていたと思ったので、その都度という言葉を加筆した方がいいのかなと私は思いました。以上、2点です。

○鈴木委員長 ですね。スライド5のところの読み原稿で、中小記号機1237567行目ですね、中小企業新規化を入れてはどうかというのと、スライド6の読み原稿で、この1行目に入れるということですね。その都度委員会での振り返りを踏まえて、次の通り研究事項をまとめさせていただきました。というのを加筆してはどうでしょうか。ということですね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 他の委員の皆さんありますか。はい、いいですね。ありがとうございました。

それでは今の、2点ほど加筆させてもらって仕上げさせてもらいます。後日、タブレットにて皆さんにご確認をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 その他、皆さんから何かありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ないようでしたら、以上で本日の委員会を終了いたします。皆さん、お疲れ様でした。

午後0時15分 終了

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和7年12月9日

産業建設常任委員会

委員長 鈴木 深由希